

平成26年度第1回 市民参加制度審査会 会議録

日時 平成26年5月27日（火）

9時00分～11時09分

場所 市民交流センター 第1会議室

出席者 山岸 秀雄会長 秋谷 勝三副会長 出石 稔委員 三吉 良子委員

事務局 市民協働部 森本担当部長 高野次長
市民協働課 須田課長 川嶋係長 今井主事

【今井主事】 それでは、平成26年度第1回市民参加制度審査会を始めさせていただきたいと思います。開会の前に、まず、配布資料の確認をさせていただきます。次第の下に配布資料を記載してございます。過不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

また、ご報告となりますが、本日、今井委員が御欠席ということで、ちょっと体調を崩されて、長期の入院されるということで、恐らく7月の審査会も欠席だろうということをおっしゃっていました。本人としては、市民参加制度審査会委員をぜひ続けたいということで、また7月以降に御出席をしていただけるということで、本日欠席です。

では、次に、今年度、事務局の市民協働部に人事異動がありまして、メンバーがかわりましたことをご報告させていただくとともに、開会にあたりまして、担当部長の森本のほうから挨拶をさせていただきます。

【森本担当部長】 26年度がスタートしまして、今回、市民協働部、私の所管につきましては、スポーツ課と文化振興課というのが、施設の指定管理に伴いまして、2つの課が文化スポーツ課ということで1つになりまして、現在、私の所管としては市民協働課と文化スポーツ課という形で、文化スポーツ課については非常にイベントが多い課になってしまいまして明日にチャレンジデー、また明後日は花火大会なども市のイベントとしてありまして、そういう中で現在行っております。

そして平成26年度につきましては、この市民参加条例につきましても、見直しを——一昨年が一番最初ですね——行ってきまして、最終的に今の予定ですと、後ほど御説明いたしますが、今年の8月にはパブリックコメントということで計画をしております。ですので、5、6、7

月あたりでパブリックコメント（案）などをまとめていただくというようなことで、計画をしております。

では、皆様も御多忙だとは思いますが、市民参加制度の充実ということで考えておりますので、ぜひ検討をして、いい条例にグレードアップしていきたいと思っておりますので、御協力のほう、よろしくお願いいたします。

【今井主事】 次に、次長の高野です。

【高野次長】 はい。文化スポーツ課長を担当しております高野と申します。よろしくお願いいたします。

昨年、文化振興課とスポーツ課に分かれていたものが、今年度一緒になりました関係で、かなり事務も錯綜しておりますが、よろしく御指導くださいませ。

【今井主事】 課長の須田です。

【須田課長】 市民協働課の須田です。よろしくお願いいたします。この4月から、前任の福本の後任として市民協働課長ということで、引き継ぐことになりました。市民協働課はこれで5年目になるんですけれども、まだまだ至らない点もあると思っておりますが、よろしくお願いいたします。

【今井主事】 係長の川嶋でございます。

【川嶋係長】 4月1日の人事異動でこちらに参りまして、係長になりました川嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今まで教育委員会におりまして、審査を受ける側だったんですけれども、これから事務局ということで、いろいろと不慣れな点もありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【今井主事】 私が事務を担当させていただく今井です。すみません、何度もメールを送りつけて申しわけございません。よろしくお願いいたします。

では、本日、三吉さんが初めてということもありますので、少しだけ自己紹介をしていただいてもよろしいでしょうか。

秋谷さんから、よろしくお願いいたします。

【秋谷副会長】 秋谷と申します。ちょっと私も去年7月病気をしまして、2度ほど手術したものですから、まだちょっとのどを切られて、言葉のイントネーションが余りよくないんですけども、たまたま平成22年、一市民として市政というものがどういうものなのか、私は民間でずっとヨーロッパ担当をしまして、海外とのいろいろなコミュニケーションを仕事にしていたんですけども、こちらのほうに移ってちょうど今年で10年になります。市の市政に関して、一市民としてフラットに見たいと、勉強し直したいと思ったものですから、一応応募しました。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山岸会長】 おはようございます。山岸です。

私は本業というのはNPOサポートセンターの理事長をずっとやっております。日本にNPOの制度を持ってきて26年目なんですけど、本業は法政大学の大学院の教員をしております。私は来年、連帯社会インスティテュートという修士課程の学科長みたいなものになるもので、その準備に追われて、そんなこともあって、文部科学省とか国土交通省とかいろいろな審議委員をおりたり、この逗子とか葉山のいろいろな市民団体の理事長なんかもみんなおりて、それでもまだ忙しくて、土日でもまだ埋まっているんですね。これだけはどうしてもやれと言われたので、今、やってるんですが、それぐらいはあれで、市長をやれと言う人もいますが、それは忙しくてとてもだめなんですけど。

この分野はまったくの素人なので、出石先生にお世話になることがたくさんあるんですが、素人は素人なりのよさがあるんだとあって、辞めようとしたら説得されまして、そういうのがあるのかなと思っていまだに考えているんですが、一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうも。

【出石委員】 関東学院大学の出石と申します。

私は法学部の教員で、まさに地方自治とか行政法の専門ということなんですけど、もともと自治体職員出身ですので、今、山岸会長からありましたが、現場のほうがよく知っておるところでありまして、できるだけ役に立てるようにしてまいりたいとは引き続き思っております。

私自身逗子市民ですので、今回学識委員ですけれども、市民としてもしっかりとこの条例、諮ってまいりたいと思います。ほかにも総合計画審議会の会長を務めておりまして、そちらは引き続き福本課長とつき合っていくということになっております。

あとは、私も山岸会長と似たところがありまして、この4月から副学長を務めておりまして、いろいろなものをみんな辞めているところなんです。やはり逗子は辞められないということで、引き続きしておりますが、ちょっと今後日程調整、組んでいるところはいいんですが、大変になると思います。多分2人の調整は大変だと思いますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

【今井主事】 はい。わかりました。

【三吉委員】 三吉です。今回応募しまして、ちょっと、まあ応募してみようかなぐらいで応募したのに受かってしまいまして、ちょっと戸惑いもありますが、逗子に越してきまして10年目になります。都内に以前住んでいたんですけども、たまたま10年目、自治会の執行部の役

員になりまして、いろいろな市政についてちょっと考える機会もありまして、今回こういうのがあったので、じゃあ、もう一度、市政に関して、要するに逗子のそういう地方の市政として、どういことを市民に対して要求したり、あるいは市民自身が自治の力で何か自分たちがやれることは何かなど。

特に、もう私の周りは随分と連れ合いをなくしてお一人になった方が随分いらっしやって、周りが全部一人ずつ、10年の間に亡くなっちゃったんですね。全部。そして、そういうような状況なので、じゃあ、私がもしここでやるとしたら、周りの人にどういうふうにやったら何かコミュニケーションなんかのとれるようになるかなとか、いろいろ考えることがありまして、応募いたしました。よくわからない点がいっぱいあると思いますが、頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

【今井主事】 ありがとうございます。

それでは、次第の2に移りたいと思います。こちらの資料を準備してお待ちください。今、所管課を呼んでまいります。

【森本担当部長】 すみません。9時半から訪問者がありますので、あと次長のほうにつきましてもあしたの準備がございまして、退席させていただきます。申しわけありません。よろしくお願ひいたします。

(部・次長退室 説明者入室)

【今井主事】 それでは、以降の進行を会長にお願ひさせていただきます。

山岸会長、よろしくお願ひします。

【山岸会長】 おはようございます。どうも御苦労さまです。

それでは、最初の案件の審査ということで、所管の障がい福祉課の方から説明をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

【新倉障がい福祉課長】 よろしくお願ひします。障がい福祉課の新倉と申します。

今回は療育推進事業につきまして、審査をお願ひしたいと思ひます。

対象の事項につきましては、こちらのほうで実施いたします(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画(案)の策定につきまして、お願ひしたいと思ひます。

こちらにつきましては、条例の第7条第1項の、主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更ということで、既存の施設ではありますけれども、それを改修して新たな施設を設置するということで、今回提案させていただきました。

この事業の主な対象なんですけれども、障がいのあるお子さん、それから発達に心配のある

お子さんを対象としておりまして、年齢的には0歳から18歳、それからそのお子様方の保護者、それから支援者ということになっております。

事業の概要ですが、こちらにありますように施設を設置して、子どもの人権を尊重し、一人一人の子どもが現在、それから将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活が営めるよう、教育と連携した総合的な支援を行う。それから、相談機能を充実し、学齢期も含めたワンストップ相談受付ができる体制を整え、保護者や支援者の幅広いニーズに応じる。また、新たな療育体制を構築し、専門性を向上するとともに、教育との連携を強化し、就学後も18歳まで継続した支援をするということで、事業の概要はそういったことになっております。

それから、市民参加の手法についてなんですけれども、パブリックコメントを実施いたしまして、それから、療育推進事業検討会というのがございますので、そちらに市民委員の方が3名、資料で名簿をつけさせていただいておりますが、公募市民の方が3名いらっしゃいますので、これを懇話会等ということで実施いたします。こちらの検討会につきましては、1回2時間程度で、行政からの説明と、それに対する意見交換ということで、より丁寧な意見聞き取りを行っているということで実施をしております。

この事業につきましては、3月に行われた審査会に間に合わなかった理由といたしまして、市のほうの方針の決定が、市の内部で3月19日に行われまして、4月16日に市議会のほうに報告はさせていただきまして、それから実際に動き始めたということになりますので、3月の審査会にお願いすることができなかったということで、今回臨時にお願いするようになりました。

説明のほうは以上になっております。

【山岸会長】 はい。どうも御苦労さまでした。皆さん、どうぞ御意見述べてください。

【新倉障がい福祉課長】 すみません。それから補足でというか、今回、既存の施設である青少年会館の用途を廃止いたしまして、それを（仮称）療育・教育の総合センターに転用するという形になりますので、今回のパブリックコメントにつきましては、青少年会館の廃止につきましてと、あわせて（仮称）療育・教育の総合センターの設置に関する案件ということで、2件のパブリックコメントを同時にさせていただくということです。

【出石委員】 すみません。

【山岸会長】 はい。

【出石委員】 じゃあ、二、三確認をさせてもらいたいんですが、まずこの療育・教育の総合センターというのは、設置根拠は何になるんですか。

【新倉障がい福祉課長】 児童福祉法で……。

【出石委員】 いやいや、条例をつくるのが聞きたい。

【新倉障がい福祉課長】 設置条例、はい、つくります。

【出石委員】 設置条例をつくるんですね。位置づけは公の施設ですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【出石委員】 青少年会館を廃止ということは、青少年会館条例を廃止ということですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【出石委員】 そうすると、今回はここで言う対象事項が、主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の設定又は変更なんだけれども、つまり、単にこの療育・教育の総合センターだけじゃなくて、青少年会館の廃止も重要なテーマになるんじゃないですか。利害関係者が出てきますよね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【出石委員】 だから、ここに入れないとまずいんじゃないですか。項目に。

【新倉障がい福祉課長】 項目に。

【出石委員】 廃止はどこかで検討しないんですか。あるいはセットですか。セットならセットでいいんだけど、単純にどこかに新しい施設として療育・教育の総合センターをつくるわけじゃないでしょう。青少年会館の用途を廃止するということは、今までそれを利用してきた方にとっては、利害関係があるじゃないですか。そういう方に市民参加手続をとらなきゃいけないですよ。その市民参加手続は、この一環でやるということでもいいですか。この一連の懇話会での議論だとか、公聴会での議論だとか、あるいはパブリックコメントで、廃止も含めて市民の意見を問うということで、よろしいですか。

【新倉障がい福祉課長】 パブリックコメントについては同時にということで、廃止の説明会につきましては……。

【山田福祉部次長】 別々にやります。

【出石委員】 それはどこかに、じゃあ、今度逆にこれは出てこないとまずいけど、それは出ているんですか。

【山田福祉部次長】 このうちの審査書の表のほうには、公聴会等に出ているということですが、青少年会館利用者に対する説明会ということですね。

【出石委員】 ああ、これね。これがそうね。なるほど。じゃあ、こういうことでもいいですか。懇話会は療育・教育の総合センターの設置についての検討会。それで公聴会は、青少年会館の廃止に関する市民の参加。で、パブリックコメントは両方についての意見募集。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【出石委員】 だったらそれでいいから、これ、私が言いたいのは2件やってるんですよ、これ。1件じゃなくて。わかりますよね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【出石委員】 青少年会館の廃止もちゃんと1件に数えるしかないから、1件に数えないとしても、市民参加の対象事項の名称に入れなきゃいけないですね。それはそういうふうに修正をしてほしいと思います。

【新倉障がい福祉課長】 わかりました。

【出石委員】 それと、特に青少年会館については、廃止する計画をつくるわけではないので、当然廃止条例自体が対象になるから、市民参加の区分として、3つ目の「市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃」の「廃」に入れないとまずいと思いますね。だから、私の意見としては、この調査票の1の一番最初の市民参加の対象事項の名称に「青少年会館の廃止」というのを入れて、さらに次の段の市民参加の対象事項の区分の3つ目にも印を入れてもらってまとめて出すか、あるいは2件別々にして。本当は今まで多分別々にしてると思いますよ。どうですか。

【須田課長】 そうですね。多少時期がずれたり、同時に……。

【出石委員】 いや、同時でも別々にするんじゃないかな、これは。というのはね、いや、この扱い上ですよ。

【須田課長】 直近はそうですね。公民館の転用というのがありまして、部も所管も違うということ。

【出石委員】 それ、どちらか、あえて言えば別に実態としては問題がないと思うので1件でもいいんですが、青少年会館の廃止をちゃんと捉えないと、それはまずいと思いますね。

【須田課長】 調査書、今の部分を追加をして。事前のこの件については事務局に相談がありまして、こちらのほうで同時進行、また両方福祉部ということで、こういう形でということで伝えておりますので、こちらもちよっとその認識がありませんでした。

【出石委員】 だから、担当課も2課になるんでしょう。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。

【出石委員】 それだったらそれで構わないから、とにかく私が申し上げたいのは、市民参加条例の精神なんですよ。これはこれと別にして、単純にもしあの会館を廃止にするのだったら、青少年会館条例の廃止を出さなければいけないと思う。それと同じことだから、ちゃんとそれ

も見た限り手続上は問題ないんですよ。ちゃんと青少年会館も公聴会やることになっていますし。そうしたら、別々に出さないのであれば課名も2課にして、全部両方併記にしてやったらどうですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【山岸会長】 では、そういうような措置をとるよということ、いいですね。

【新倉障がい福祉課長】 はい。

【山岸会長】 ほかに御意見のほう、どうでしょうか。

特に意見なければ、これできちんと書いてくれますか。

【出石委員】 はい。修正前提で。

【山岸会長】 修正を前提にして、採択でいいんですって。

【秋谷副会長】 採択でいいですよ。

【山岸会長】 では、採択したということ。

【新倉障がい福祉課長】 はい。ありがとうございました。

【山岸会長】 どうも御苦労さまでした。

【須田課長】 ちょっとレイアウトを変えますので、少々お待ちください。

(説明者退室)

【山岸会長】 それでは、議題の3に移りたいと思います。事務局から、条例の改正案、条例の逐条解説案について説明をお願いしたいと思います。これはいつも資料をメールで送ってききましたか。

【須田課長】 ええ。

【山岸会長】 メールでしたっけ。きょうなんか、慌てて2回も失礼をしちゃってね、混乱していたから、なくなっちゃったと思って。

【須田課長】 申しわけないです。

【山岸会長】 いやいや。

【須田課長】 事前にお送りした改正案ですけれども、昨年1年かけて1条ごとにいろいろな御意見をいただきまして、これは改正しよう、これは規則の改正、あるいは逐条の変更、あるいはガイドラインをつくらうということ、各条項ごとに方針を出していただきました。それをまとめまして、特に条例改正に係る部分につきまして、今回、改正案新旧対照表ということで、送らせていただいております。

この件につきまして、もう一度第1条から、こちらの事務局の改正案をもとに御意見をいた

できまして、最終的にきょうと、それから6月の審査会で、ある程度方針をまとめていきたいと考えておりました、きょう、条文ごとに追っていきたいんですけれども、最後まで行ければ、きょうの意見をもとにまた次回に改正案ということで御提示させていただきたいと考えてございます。

なので、ここでパワーポイントで映す資料は事前にお送りしたものと同じなんですが、その条文を見ていただきながら御意見をいただいて、御意見につきましては、そのホワイトボードのほうに板書をして、確認しながら進めていければなと思っております。ですので、最初条文ごとで順番に。

【山岸会長】 その前に、スケジュールのことをちょっと。

【須田課長】 はい、そうですね。

【今井主事】 すみません。このスケジュール表を見ていただきますと、資料です。

【須田課長】 横長ですね。これ、事前に送っているやつですか。

【今井主事】 本日配付です。スケジュールの確認をさせていただきます。昨年度までの経緯から、条例と逐条解説、ガイドライン、あと規則というのを改正していこうという話で、4月に条例の改正案と逐条解説の改正案をお送りさせていただきました。

ただ、きょう、条例の検討をしていただくんですけれども、かなり時間がかかりますので、条例の議論と規則の議論、条例をきょうと、あと6月の審査会で一応固めたいと考えています。6月のときに、規則の改正についてもこちらから案をお出しして、議論できればなと思っています。

条例と規則の改正案を先につくりまして、8月にパブリックコメントを実施する予定にしています。この条例の改正案と規則の改正案で、できるだけわかりやすくパブコメ案をつくりたいと思っていますので、5・6月で条例、規則とやって、7月でパブコメ案をこちらで作成をして皆様に見ていただくということで、8月にパブリックコメントをやりたいと考えています。

その後、10月に一応例規審査を経まして、12月の議会で条例の改正案を決めていきたいと思っています。年が明けまして、1月の審査会で逐条解説とガイドライン、こんな感じで作っていききたいというので、そこから周知をして、平成27年4月1日から施行していきたいという予定で考えています。

すみません。ざっとなんですけれども、スケジュールで何かありますでしょうか。

【須田課長】 9月に、パブコメの後にその結果の御報告と、あと意見の取りまとめたものをもう一度審査会に諮らせていただいて、最終的な答申案ということでいただければと。

【秋谷副会長】 前のよりは、前の議会提出のタームが11月だったんですけども、ちょっと前倒しになりましたね。

【須田課長】 今年、市長選挙が12月の前半にありまして、12月の通常の議会がもうほとんど1カ月近く前倒しになるということで。

【秋谷副会長】 ああ、それですか。

【須田課長】 ええ。議案の提出のほうもかなり早くなるということで。

【山岸会長】 市長選、今年ですか。

【須田課長】 市長選、そうですね。12月の1週目か2週目。

【山岸会長】 では、改正案のほう、お願いします。

【今井主事】 はい。それでは、1条ずつ確認をしながら説明させていただきたいと思います。これまでの経緯を一応勉強して、意見が出たところを改正案としてまとめました。一応前文から全部あるんですけど、一応変更ないところ変更なしで出していますので、一応前文からいきたいと思います。

前文については、変更がありません。

【出石委員】 ちょっとその前に1点確認ですが、これ、全部見ました。前文も何も変えない、目的もまず変えない。そういうような流れで全部改正するんですか。全部改正する意味は、多分皆さんわかってると思うけど、今回の行政不服審査法の全部改正なんかもそうだけど、大きく制度を変えるというときでしょう。もしそれだけの意気込みがあるなら、前文をいじらないということはないと思いますね。

この前、ここで議論してる中では、私は変えなくていいと思ってますし、そんなに大きな手を入れる必要、これまでそんなに、幾つか運用上問題があったけれども、別に大きな問題だったわけではなくて、現場がちゃんと対応してればよいとか、あるいは現場の対応がうまくできないような規定になってるところは直そうという議論を私はしてきたつもりです。

それだったら、普通一部改正なのに、何で全部改正なんですか。そこをちょっと先に教えてください。意義が全然違うからね。同じ、結果は一緒だとしても。

【須田課長】 そうですね。一部改正です。すみません。

【出石委員】 これ大事なことなので、趣旨が市民協働課というよりは市が、もう大きく今回制度を変えるんだという主張だったのか。そうじゃないでしょう。こんな感じは。そうしたらおかしいと思う。

【須田課長】 そうですね。6年運用した中で、その中で一部を改正するという位置づけ。

【出石委員】 では、それだけを確認したかったのです。

【須田課長】 どうもありがとうございました。

【出石委員】 私たちも、議論できることはそれが前提だから。

【須田課長】 全部だと、もう少し手続的に根本から。

【今井主事】 すみません。ありがとうございました。1条の目的も変更なく、2条に行きま
す。2条の基本理念についても変更がありません。

次、3条の用語の意義ですが、昨年度、「市民」の定義について、市民参加条例の中で定義
してはどうかという議論があったようですけれども、今回市民の定義について変更していま
せん。ちょっとこの点について、もし御意見があればいただきたいと思っています。市民の定義
については、市民参加条例をつくる前段の検討委員会の中でも、定義しないということが明記
されていて、それが逗子の市民参加条例のある意味特色かなと考えているので、今回ここで市
民について定義をするということはしていません。

【出石委員】 ここでの議論はちょっと忘れてしまいましたが、多分私が言ってると思うんで
すけど、まず確認したいのは、今回のこのコメントがついているので、検討委員会で市民を定
義しなかった理由と、それからなぜそれが逗子市の市民参加条例の特徴なのかを教えてください。

【須田課長】 検討委員会が出た意見というのは、今現在運用している逐条の中でその表現を
使っているんですけれども、「市民」の基本的な解釈というのは、市内に住所を有する者に加
えて、在勤・在学、あるいは市内に事務所・事業所を有する法人等として広く捉えています。

ただし市民の定義というのは、その市民参加の対象とか方法によって市民の範囲が異なって
きますので、その市民の定義というのは条文で限定的に定義するというのは難しい、困難であ
るというところがありまして、あえて市民の定義をしていないということが、検討委員会の中
でも逐条の運用の中でもしているんですね。

ただ、昨年度こちらの御意見をいただいた中では、例えば12条の苦情を出せる市民というの
は誰なのとか、そういうほかの条文にも市民とか市民等とか使い分けが必要になってくる場合
があるというご意見をいただいたんですが、その場合であっても、案件によって苦情等を提出
できる市民というのが変わってくるのではないかということもありますので、今回事務局案と
しては、その定義をしないということで、案をつくっております。

【出石委員】 はい。それはよくわかります。現実的だと思うからいいんですけども、裏を返
せばこれは条例ですからね。要綱じゃないから、これに縛られるわけですよ。そうしたら、例

えば私が仮に横浜に住んでいて、公募委員に手を挙げたらどうしますか。

【須田課長】 だめです。

【出石委員】 何で。どういう理由で断るんですか。

【須田課長】 えー、そうですね。

【出石委員】 それが1点です。逆にパブリックコメントで私が横浜市民として出したら、それは。

【須田課長】 それは案件によると思うんですけども。

【出石委員】 でしょう。だから案件によって変えるというのが今の主張。だから市民は定義できないんでしょう。だけど、逆に市民、在住・在勤・在学、あるいはもっと極端に言えばパブリックコメントというのは外国人だって出そうと思ったら出せるでしょう。外国からネット使って。そうやって広く捉えている部分については漠然としていいんだけど、在住市民に限定しなきゃいけないところはちゃんと書かないと、条例上不備ですよ。そんなケースが今までなかったかもしれないけど、横浜市民が公募に手を挙げたときに断れる理由がないでしょう。

ちょっと固いことを言うけど、条例というのはそこが大事だから多分、市民検討委員会の方にそこまで議論してないんだと思います。というか議論できないから、検討委員会ではそうまとめたのであって、それを市の中にあつたときに、そこをちゃんとやらないと本当はいけなかったんです。

私が言いたいのは、ここで定義する必要はないんだけど、在住市民に限定しなきゃいけないところはそう書かないといけないんじゃないですか。例えば「公募（在住の市民に限る）」って書かなきゃ。だからこの後の規定で出てきますけれども、そうしないと、「市民」と言たって、事実上は「何人」になっちゃいますね。何人までならないにしても、在住・在勤・在学を全部含める形になりますね。それをちゃんとつくっているのは住民投票のところでしょう。住民投票は別に条例で振った上で、住民投票条例のほうで対象を限定しているでしょう。

【須田課長】 はい。

【出石委員】 そっちはちゃんとやっているわけだね。やはり市民にある程度権限を与える以上は、今言った部分は、限定しなきゃいけないところはそこで限定しないと、制度上は私は正しくないと思う。これはただ、いや、逗子のスタンスとして、いや、それもアバウトでいいんだと考えるならそれはいいです。それはむしろ立法上の問題かもしれないですね。趣旨としては、とにかく言い方は悪いけど、その場その場でうまく使いますよと言っているのね。その市の意見はね。だけど、条例ってそんなものですか。自治体のルールですよ。議会にかけたと

き同じ質問が出たらどうしますか、というところを意見として出します。

つまり、3条で市民を定義しないのはいいんだけど、在住市民に限定する規定のところは何かしらの限定をしなきゃいけないんじゃないかと思います。

【須田課長】 そうですね。10条の例えば公募市民、公募により選考された者とか。

【出石委員】 だからこのあたりは、例えば公募はそう思いますし、パブリックコメントは別に特定しなくていいし、公聴会なんかも私は特定しなくていいと思うんです。やはり働いてて影響がある場合がありますからね。

【須田課長】 そうですね。

【出石委員】 だから特定するのは、やはり公募市民、審議会の中に入る公募市民、審議会でも公募する際がまず第一でしょう。あと、そんなにだから限定しないほうがいいと思うけど、そこだけは限定しないと、今の議論になってしまうんじゃないかなど。

市民ってほかにいっぱい使うので、例えば市民が使用する公の施設と言ったときの市民は誰かというと、これは多分広いでしょう。在住・在勤・在学も多分越えますよね。だからそれはいいんです。よくわかってるつもりなんだけど、逆の話、限定しなきゃいけないところに、運用上困りませんかという意味で言いました。とりあえず意見出せばいいんじゃないですか。

【山岸会長】 そうですね。御意見出していただいて、大体の方向性で1回修正して、それをまた我々討議して、そういう感じなんでしょうか。

【須田課長】 ええ。それを我々のほうですぐに案として反映させたものを事前にお送りするという形で。

【出石委員】 意見ですから、いや、そうは言ってもできないというんだったらいいですよ。最後は私の意見で決まるのではないので。

【今井主事】 ありがとうございます。

【山岸会長】 では、今の趣旨で一旦修正してみて、再提出してください。

【今井主事】 はい。そうですね。この後の部分もあわせて御意見いただいて、いたします。

【山岸会長】 では、3条はこれでよろしいですか。

【今井主事】 はい。

【山岸会長】 では、次に移って、第4条。

【今井主事】 4条は変更がありません。

【出石委員】 一応、いちいち全部「市民」って出てくるから、この場合どっちか一応考えたほうがいいと思う。

【須田課長】 出てきますね。はい。

【出石委員】 4条は、僕は広い市民でいいと。4条というか、総則はもうそれで。

【山岸会長】 はい。

【今井主事】 次が、5条も変更ありません。これも広い市民。

【山岸会長】 そうですね。

【須田課長】 5条も広い意味で、案件によって変わってくる市民。

【山岸会長】 じゃあ、6条に行きましょう。

【今井主事】 はい。6条については変更しています。変更点としては、現在の条例の6条の第2項と第4項について整理をして、1項の「市の執行機関は、市民参加の機会を積極的に確保し、市民参加しやすい環境を整備するものとします」に修正をしています。

2号のところに「適切な段階で」を追加しています。

それと、改正後の4号の「施策」を「行政活動」、行政に関する一連の活動に反映させるということで「行政活動」に変更しています。

以上です。

【山岸会長】 はい。

【出石委員】 では、まず質問が1点あります。4項、「施策」を「行政活動」に変えた趣旨はどういったことでしょうか。

【須田課長】 これは施策であったり、事業であったり、行政活動といった用語の使い方が、結構同じ意味なのにばらばらの用語を使っていることがありまして、それを行政活動という言葉で統一ではないですけども。

【出石委員】 では、基本的には行政活動に整理したということですか。ここだけじゃなくて、ほかに、逆に施策は出ているんですか。

【須田課長】 ほかの条文もありましたね。第8条です。「当該施策」というのがありますが、それを「当該行政活動」に。

【出石委員】 では、基本的に整理する。後でまた一個一個見てみますが、整理をしたということ。

【須田課長】 こちらもその違いが説明できないときは間違いがないという。

【出石委員】 行政活動というのは、これも抽象的な言葉ですけども、広い市民参加の結果を行政活動に反映させるというのは、単なる条例になることもあれば、計画になることもあって、1件ごとの対応にも係る部分もあればという、そういう広いニュアンスを含んでいるとい

う意味ですか。

【須田課長】 そうです。施策事業ではない行政活動もあるということで。

【出石委員】 はい。2項ですね。旧2、4項を上げて1項にまとめたのはいいと思うんですが、流れとして、まず体制を整えた上で情報を提供していくという流れでいいと思うんですが、2項は、これはちょっと意見です。まず確認なんですが、「適切な段階で」というのは、逐条解説に入れるということで企画立案、形成という過程、それぞれの段階ということだと思うんですが、例えば最初の段階と、中間と、最終段階に3通り出す可能性もありますよね。

【須田課長】 はい。

【出石委員】 そのときに出す情報は、一緒ではないと思います。だから私は、「適切な段階で」、表現がいいかどうかわからないけれども「適切な内容を」というようなことを入れたほうが良いと思います。段階に応じてそれに合った内容を書いて。言葉は整理していただきたいのですが、「適切な段階に適切な情報を積極的に提供する」みたいな、「適切な内容」とか「適切な情報」とか。情報だと重なってしまうか。少し意見として申し上げます。

【山岸会長】 じゃあ、それはそれでいいでしょうか。

【今井主事】 はい。

【須田課長】 三吉さん、通常は具体的な事業の審査だとか評価をする委員会なんですが。

【出石委員】 いきなりだったんですが、少し難しい話で。

【三吉委員】 そうですね。要するに市民参加というのはどういうふうにきちんとやる、それからその限定とか、やはりそこにここで何か漏れがあったりすると、そこを突かれたら困るような情報をきちんと要するに整理しているということですか。

【須田課長】 そうなんです。早い段階で、適切な段階というのは手遅れにならない。

【三吉委員】 最初は、ここにあれしたのは、やはり周りの人たちのコミュニケーションが余りとれていないんですよ。そのお一人になった方たち。それでやっぱり地域の人たちが自主的にどういうふうにそういう参加できるか、それが市に対してどういうふうに応募、提案して、そういうものが実現される道筋があるのかどうか、その意味でちょっとここに応募しましたので、ちょっと違ってらるんですけど。

【山岸会長】 いつもはそうなんですよ。いつもは個別の案件ごとに、ここはどうやって市民参加したらいいのとかいう意見を言う立場にあるんですが、きょうはね、ちょっと。

【三吉委員】 でも、すごくよくわかります。ああ、こういうことなんだなというのがよくわかります。

【須田課長】 条例を1条ずつ追いますので、そういう意味では条例をじっくり読んでいかないと。

【三吉委員】 でも、すごく地方行政とかいうのが勉強になります。初めて考え始めました。

【須田課長】 条例ができて初めての改正を今回やろうとしていまして、大きいことなんですね。

【三吉委員】 すごく大事なことで、きちんとやっていくんですね。

【須田課長】 見直しをしながら、より良い条例にしていこうということで。

【三吉委員】 はい。

【須田課長】 適切な情報、1項で「情報」を使っているのです。

【出石委員】 「情報」が重なってしまいますね。

【山岸会長】 だから「内容」でいいんじゃない。

【出石委員】 書き方は事務局で検討願います。

【今井主事】 はい。

【川嶋係長】 「内容」で示すか。

【須田課長】 1項は大丈夫でしょうか。機会を確保、参加しやすい環境を整備。

【今井主事】 7条に入らせていただきます。7条はもともとの1項の1号、「基本構想、基本計画」の部分を「総合計画」に変更しました。

2号が、もともとの文言を「その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃」を追加しました。

【須田課長】 1、2号で行こうか。

【今井主事】 とりあえず2号まで。

【須田課長】 もともと「基本構想、基本計画」とあったんですが、例えばその市によって総合計画の階層とかが違ってきていまして、逗子のほうも基本計画が今度策定次第、2層構造にするとかいうのもありますので、まとめて「総合計画」ということで言いかえしております。

2号は、3号に「市民生活に重大な影響を与える制度の導入と改廃」というのがあるんですけども、実はそれを条例で規定する場合があります。なので、権利・義務の制限以外にも条例事項があるんじゃないかということがありますので、2号に「その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃」というのを追加した。

【出石委員】 今の2号のところですが、今の課長の説明でいいですね。というのも、備考の説明は逆です。備考の説明だと、もともとこれだと条例全てを含めるととれてしまうから、限

定しているだけだ。

【須田課長】 それもあります。

【出石委員】 いや、そうではないと思います。極端に言えば権利・義務にかかわらなければ、対象にならなかったのです。それをここで、今、まさに課長が言ったとおりで、権利・義務に当たらなくても、市民生活に影響のあるものは条例を対象にしようとしたわけで、広げているんでしょう。

【須田課長】 広げています。

【出石委員】 厚木では、条例全て対象にしてる。全部対象にしてるんですよ。

【須田課長】 そうですね。ありますね。

【出石委員】 こちらはむしろ限定していて、それを今回ある意味ここ目玉になるかもしれないです。規定上は、今まで運用していたかもしれませんが、条例上権利・義務規定だけではない、市民生活にかかわるような条例を示す範囲の対象を広げたということですね。

ただ、一方3号との違いはどうなりますか。

【須田課長】 3号との違いが難しくて、ちょっと、今、説明しきれなかったんです。制度はあっても条例事項じゃないものみたいな要綱で行われている制度、あとは要綱、要領の運用の中で行われているものなんかは3号になるんですが。

【出石委員】 その2号と3号を分ける、あるいは今回その他というのをつけた理由がなくなります。ここは議論したところだけど、そもそも3号というのがきょう来たわけでしょう。条例、例えば市民参加条例の改正なんか3号該当なのだと思う。だけど、それではどうなんだろう、条例は重要なものだからということで、2号に上げるのはわかりますが、結局3号でほぼ同じ文章が入ってきてるとするのは、何か十分な2号と3号の区分が不明確ですね。

【須田課長】 3号は、条例以外で重大な影響があるという。

【出石委員】 今の表現で記載するのですか。

【須田課長】 2号は、条例事項。

【出石委員】 条例以外でも該当することをあえて宣言するなら、「(第2号に掲げるものを除く)」とやります。3号の最後にそうやってやれば、この条例は、まず重要な条例は対象になるけれども、条例ではなくても市民生活に影響があるものを対象に、3号という別のカテゴリーで対象にしているんだなとわかる。

【山岸会長】 うん。そうだね。

【須田課長】 そうじゃないと、2号、3号、常にダブルチェックになってしまいます。

【出石委員】 「（第2号に掲げるものを除く）」がいいでしょう。

【今井主事】 すみません。次の4号については、去年意見があったところです。公共施設を「公の施設」に変えたのと、あと一番最後に「及び用途変更等に係る計画等の策定又は変更」。去年の審査会の中では、ここの部分、事業費なんかでここに事業費を入れるかどうかは別にして、「大規模な市の施設の設置に係る計画」などという表現もあるのではないかという話で、一応課内で話をしたんですけども、結果が出なくて、事業費にするのか、それとも用途変更についても対象にして、ほとんど設置する場合、用途変更する場合についても対象にするとうたっているところで、今、事務局案としてはこれで持ってきました。

【須田課長】 あとは、その「計画等の策定又は変更」ということになると、規模の小さいもの、けれども市民生活に影響があるようなものの場合、計画を策定しないで行われた場合にかからないというのがあって、なので、この中の逐条のガイドラインみたいなものをつくるとすれば、小規模なものであっても影響が大きいものについては、計画を策定する。そういうところを条文に規定しないまでも、そういう運用をしていかないと、事業費の大小にかかわらずというところがありますので、漏れてしまう。

なかなか逗子の中では公の施設をつくと、つくる場合は計画があるんですけども、改修とか少しの用途変更だと、ほとんど計画策定せずに、いきなり実施設計に入ってしまうこともありまして、どこの部分に市民参加の余地があるかというのが難しいところがある。

【出石委員】 きょう、今井委員がいらっしゃらないので、これは今井委員が一番強く主張していたから、でも次回も来れないのですね。

【須田課長】 そうですね。

【出石委員】 事務局でいただけますか。

【須田課長】 そうですね。今井委員は。

【出石委員】 この規定の若干の問題は、確かに今の主張はよくわかります。予算配分が5億円以上とかではなくて、金額の大小にかかわらず、市民が使うものについては広く対象にするというのはわかりますが、一方で公の施設でも市民が使わない施設は対象にならないということ。

もう一つは、公の施設じゃない公用施設については、これは対象にならないです。端的に言えば役所の庁舎。これは対象にならないです。公の施設ではないから。それはどうするか。

だから、四街道市は下の例に書いてあるとおり、「市の施設」と書いてあるから、公共施設も全部含みます。いわゆる公共施設というか、公用施設と公共用施設とありますが、公共用だ

けではなくて公用施設も入ります。逗子はそれを入れなくていいのだろうかということは、少し考えて。

検討委員会ではそこは議論になってるのでしょうか。その条例制定上のこと。

【須田課長】 そことは直接じゃないですけども、議会では多少そこは、そういう規模の話が常任委員会を出ていまして、議員は、例えば予算が何千万円以上だとか、そういうものを規定しておかないと、所管が恣意的に市民参加しないほうがいだろうと判断ができてしまうという指摘がありました。

【出石委員】 それだと金額以下はやらなくていいということになるからというのは、またそういう意味でね。それも関係するんですけど、今、申し上げた市民が使わない公の施設、下水道とかいうのもあります。一方で公用施設はどうするのか。この2点はもう一回考えたほうがいいです。

【須田課長】 そうですね。

【出石委員】 とかく庁舎の建てかえは大きな問題になりますから、このままいったらそれは対象にならないですか。

【須田課長】 対象外ですね。

【出石委員】 それはやっぱり妥当ではないと思いますが。

【山岸会長】 対象になる。

【須田課長】 なったほうがいい。

【出石委員】 ならなければいけないけど、このままだとならない。

【山岸会長】 それはそうだ。

【須田課長】 そうすると、「主に市民が使用する」ではないのではないか。

【出石委員】 市の施設です。

【川嶋係長】 「市の施設の設置に係る」だと、それは両方入りますね。

【須田課長】 それは結構。

【今井主事】 大きい。

【出石委員】 そうすれば対象が広がり、今度はどんなものでもやるのになるから、それはほかで拾う手もありますが。

【須田課長】 そのほうが、でも、このままだと滞水地は間違いなくかかるし、微妙な施設はあるんですね。さっきの療育センターなんていうのは間違いありませんけれども、もっと微妙な施設。

【川嶋係長】 微妙な施設、どんな施設でしょうか。

【須田課長】 例えば新宿滞水地があるんでしょう。

【山岸会長】 1回委員会にかかって。

【須田課長】 浄水管理センターを例えば環境区民センターに建てかえようとか。ないけれども。道路とかも入りますか。

【出石委員】 入るでしょう。

【山岸会長】 入るよね。

【出石委員】 今後そうすると、全部入ります。

【山岸会長】 それは理想的だよ。それでね。

【出石委員】 だからそこで、きょうは別の話をしてますけれども、ある程度の歯止めをかけて。

【須田課長】 そうですね。その中で計画の策定、変更する場合、整備計画みたいなものをつくる。つくらなければ、いろいろなところを……。

【山岸会長】 ああ、計画をつくらない。

【川嶋係長】 要するに計画をつくるかどうかで判定するということですか。

【須田課長】 うん。だから運用、逐条に。

【出石委員】 そうそう。計画をつくらなければ要らないと思います。補修程度なら要らないわけです。

【須田課長】 一応逐条の中で、なるべく市民が頻繁に利用するような施設は、計画を策定するという方向にしたいということ。

【出石委員】 そうです。小規模なのは計画をつくらないと思うので、金額等の歯止めをかけなくても、ある程度妥当な線に落ち着くような気がします。

【今井主事】 逆に大規模なもので、計画をつくらせたいというものはあります。

【出石委員】 大規模で計画をつくらないものはないのではないの。

【今井主事】 いや何か、でも市営住宅とかは意外とやらなかったりするんですね。

【須田課長】 これから全面的に、まだまだ市営住宅を建てかえていくので。

【山岸会長】 ああ、そう。

【今井主事】 市営住宅の建てかえは、もう計画とかつくらないで。

【須田課長】 つくってないですね。

【今井主事】 入札で設計業者を決めて進める感じですね。そういう場合はどうするかという。

【川嶋係長】 計画をつくるように、逐条解説とかに書けばいいじゃないですか。

【須田課長】 それは去年出て、逐条なのか、本文に規定するのはちょっとあれなので、運用の中で指針の重要度から望ましいという。

【出石委員】 内部的には厳しい。

【須田課長】 大きいですね。

【山岸会長】 そうだね。

【須田課長】 主に市民が使用する公の施設というのがあるので。

【出石委員】 どっちにしても、それは再度検討してもらえばいいと思いますが、用途変更で出す必要はないと思います。変更と言ってますから。どうしても入れたかったら、「計画等の策定又は変更（用途変更又は大規模な修繕を含む）」とか。この前の議論を踏まえてわざわざそこまで従う必要ないので。そういうところは、逆に言えばしっかりと条文を読み込めばいいんですよ。書かなくても私はいいと思うけど、あえてやるなら、「（用途変更等を含む）」と括弧書きを入れておけば。変更など。

多分、大規模な修繕と用途変更の2つでしょう。設置の後に入れた方が良いでしょう。

【川嶋係長】 設置の後、ここですね。こうなるんですね。「市の施設の設置（大規模修繕、変更、又は計画等）」……。

【出石委員】 細かいですが、「設置、増改築」という表現だと思います。そこはとりあえず全部含めて書いておくということでしょう。

【須田課長】 そうです。

【出石委員】 ただ新築、新設だけではなく、増築だとか大規模修繕だとか用途変更、そういう形に整理してもらえばいいと思いますけど。そこまで書くかなという気もしますが。

【今井主事】 そうですね。ありがとうございます。

そうしましたら、次の5号です。5号、新設で、「逗子行政手続条例に規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃」についても対象とするという項目をつけ加えました。これは後に出てくるんですけども、対象事項として、パブリックコメントのみを行う対象事項として、ここにを入れてあります。

【出石委員】 これは委員の皆さんに説明すると、国が行政手続法という法律の中で、こういう許可の基準だとか、許可の取り消しの基準とか、あるいは指導要綱をつくるときには、国民の意見提出手続というのを義務づけています。それを自治体にも努力規定というのがあって、最近は多くの自治体がこれを入れてあります。なので、市民参加条例に入れるのも一つの手です。

それを対応したので、これ自体は妥当だと思います。

【秋谷副会長】 いいんじゃないですか。

【山岸会長】 はい、じゃあ、次に。

【今井主事】 次は第2項です。第2項については、「対象事項としない」という表記だったものを、「市民参加の手続を実施しないもの」と変更しました。また、2号で「実施基準が法令に規定されているもの」を、「制度の立案及び実施に関する基準が法定化されているもの」に変更して、3号が「軽微な」ものを「軽易な」ものに変更いたしました。

以上です。

【出石委員】 「制度」としたのは、7条自体が「制度」と使ってくるのが7条の1項、3項でしょう。ほかを見たら、条例とか基本計画も制度に入りますか。制度と言うとまた中途半端で、何を言うのかわからない。多分、先ほど除外規定を入れたから、恐らく制度には条例も計画も含めるということだと思いますが、そういう趣旨でいいのですか。

【須田課長】 入れたいです。

【今井主事】 定義をぜひ。

【出石委員】 制度という使い方はちょっと気になります。何を入れているのかが気になるのと、それから対象を法定に下げますよ。政省令に定められているものについては、パブリックコメントや市民参加をやることになりますよ、このままだと。

【須田課長】 そうですね。

【出石委員】 それが強いあらわれだったらいいですよ。逗子市の市民参加というのは、法律で決まっているものはいいですが、政省令でやり方を決めていようが、市民参加をやるよというのだったらいいですけど。

【山岸会長】 意気込みがあるかどうかということですね。

【出石委員】 法令と法定は違いがあるから。

【須田課長】 この備考に、久喜市の条例だと「法令の規定により」となってます。

【出石委員】 逗子市の条例はもともと法令ではないですか。それを法定に下げるのか、上げたいのか。表現の問題です。

【須田課長】 法令で示されていれば、基本的には動かないものだと思うんです。そうすると、法令と言え法定も含まれるんですね。

【出石委員】 普通は含まれるでしょう。

【須田課長】 法令は法令。

【出石委員】 言葉なので、それはまた書き方の問題ですから。制度をどうするか。

例えば「前条に規定する市民参加の対象となる行政活動の基準が法令等により定められているもの」と書けばいい。少し本文と重なりますが、書き方をもう一回考えてください。今、細かいことを相談してもしょうがないので。

【今井主事】 はい。

【出石委員】 ここが全部変わりますね。今、私が言ったのはおかしいと思いますが、だからそういう形で「制度」は使わないでうまく書ける工夫をしたらどうでしょうか。「行政活動」と使うのも、もしかしたらいいのかもしれませんがね。先ほどずっと広く言っているみたいに。行政活動をうまく使う。

【須田課長】 ちょっと考えよう。

【今井主事】 3項、4項については変更がありません。

次が、8条です。8条の1項が、「施策」のところをまた「行政活動」に変更しています。前条の1項の第5号に規定するものは、複数を選択しないということで、その限りではないとしますというただし書きを追加しています。

【出石委員】 これですと、先ほどの新しく出た審査基準、処分基準、行政指導指針は、パブリックコメントはやらないで、審議会等の手続でいいということになります。国の行政手続法はパブリックコメントを入れなさいと言ってます。だからこの規定だと、その限りでないとなると、1つやればいいということになるから、次の1、2、3、4のどれかをやればいいということになる。

【須田課長】 ああ、そうか。パブコメだけにしたいんですけども。

【出石委員】 違いますね。

【須田課長】 9条ですね。ここで9条の1項に1号から5号で、こういうやり方って余りしないんですけども、後ろから後で。

【出石委員】 ここで削除するのね。

【須田課長】 ここで5号はやらなくてはいけないので、8条でその限りでないで。

【出石委員】 わかりました。書き方はともかく、はい、了解です。

【須田課長】 もっとストレートに規定できればいいかなと思っています。

【今井主事】 次に行きます。次は市民参加の方法です。パブコメのところは変更なしです。審議会のところに、昨今懇話会がかなりふえてきているので、そこと区別するために「条例により規定される」というものを追加しました。3号のワークショップ、4号の公聴会には変更

がありません。

【出石委員】 まず、ここは「市民」をどうするかを考えたほうが良いと思います。書き方はともかくとして、やはり審議会は在住市民に限定すべきだと私は思います。(2)と(5)と、(6)もです。それは市がどう考えるかにもよる。だから審議会方式というのは市民だけで運営するものですが、だから非常に影響がある場合については在勤とかも含めてやりたいというのなら、それは入れなくて良いと思います。

【須田課長】 2号は、「構成員に」と。

【出石委員】 これは多分ここではなくて、次の後の10条の規定になるのかな。この書き方だとね。

【須田課長】 10条か。

【川嶋係長】 公募の市民ですね。

【須田課長】 10条は公募市民。在住かな。「公募市民(在住に限る)」と入れたほうが良いですか。

【出石委員】 (2)の審議会等のところで「条例により規定され」としたのは、先ほどの話だと(5)との区別をするためですか。

【須田課長】 そうです。

【出石委員】 でも(5)には、逆に言うとまた同じことが含まれてしまいますね、これだとね。これ、「2号を除く」になってしまいますよね。

【須田課長】 そうですね。懇話会等で審議会が入ってしまう。

【出石委員】 だから(5)がもっと広がるのだから、この書き方だと、懇話会の中に審議会があることになりますね。

【須田課長】 そうですね。

【出石委員】 それから、審議会等というのは「条例により規定され」と書いてあるけど、例えば法律にしてしまうものがあるでしょう。

【須田課長】 防災会議とか、消防とやりますから。

【出石委員】 そう。「法律又は条例により規定され」としないと、法律に審議会が入るから。

【須田課長】 5号で2号を除かなきゃいけない。

【出石委員】 この辺、「2号の審議会等を除く」といった表現は入れておく必要があります。今までの実態を踏まえて、これぐらいということでもいいですか。今まで何年もやってきた。

【須田課長】 そうです。今までのもので出てきたもので。4号の中で、運用の中で読んでき

たものを前向きに提示していきたいと思ひまして。この8号があれば、ほとんど請求手続というのが選択ができるんです。

この中に説明会というのはないんですけれども、説明会というのは一方的なものということで、前回の審査会でも御意見をいただきましたので、説明会では市民参加ではないだろうと。公聴会とかワークショップ形式で、あくまでも双方向のやり取りがないと参加ではないので、あえて説明会というのはいれておりません。本当は一方的な説明会は、市としては採用しないという方針です。

【山岸会長】 次、行ってよろしいでしょうか。

【今井主事】 次がパブリックコメントの公表等ということで、第9条です。さっきの7条の第1項第5号までに該当するものについては、パブリックコメントを行わなければならないものをしますという、4号までを5号までに変更しました。

【出石委員】 この書き方はわかりました。これで5号は、ここでパブリックコメントをやるとして、8号で示していて、パブリックコメントは絶対やり、他の手続きもやってもいいということになるから、これでいいと思ひます。

【今井主事】 はい、わかりました。次に10条です。10条は「審議会等」の条項だったところに「懇話会」を入れました。ちょっと用語を「市民の公募委員」というのを「公募の市民を加えるものとします」に変更して、「この場合において、公募において選考された者は、原則として全体の5分の1以上とします」という割合を追加しました。

【川嶋係長】 在住ですか。入れますか。

【出石委員】 後で整理していただければ。多分「本市に住所を有する市民」に変えることになります。

【山岸会長】 括弧を使わないの。

【出石委員】 5分の1、公募市民20%とするという規定を入れるということはいいいと思ひます。現時点で実態はどうですか。

【須田課長】 実態は人数というか、委員の数が多くなるほど割合が低い。

【出石委員】 ということは、5分の1を満たしていない割合がどのくらいありますか。

【須田課長】 どのくらいまでは数えていないですけれども、例えば福祉のほうの20人を超えてくると、20人だとすると2人。

【川嶋係長】 10%になってしまいますね。

【須田課長】 防災会議みたいに30人になってくると、公募して例えば2人しか手が挙がらな

いと、2人とかになってしまいます。

【出石委員】 申し上げたかったのは、そこら辺を相当強く市として主張したいなら、原則としてという表現はほとんど例外がいっぱいあるということなのです。こういうときはよく「行政上の特別の支障がある場合を除き」という表現にします。厳密に「なるべく5分の1を満たして」ですとか。だから、今、実態がどうか聞いたのは、そういうデータは準備していたほうが良いと思います。こういう規定を出す以上、5分の1の根拠が求められる。だから、もともと20%というのはよくどこでも示している数字だと思いますが、それをどれだけ市として今後この条例改正すると、これを入れた以上、今まで仮に20%行っていないところはなるべく20%に持っていかうとするわけですが、それをどれだけ強く主張するか。原則なり何か例外を入れないとまずいとは思いますが、原則としてが良いのか、「特別な事情がない限り」という表現にするのかはまた考えてほしいと思います。これは市の政策だから。確かに問題は、公募したけど手が挙がらないというケースはある。

5分の1とか20%、10%、5%とかであればいいですが、最初のほうの原則として、2行目の「原則として公募の市民を加えるものとする」といって、原則ではない例えばそういうを入れないほうが良い審査会も中にはあると思います。例えばそういう会は、この条例の第8条の2号の規定に関して、そもそも審議会等と言わないのではないのでしょうか。

【須田課長】 言わないです。確かに。2号、5号とも審議会ではないですね。

【出石委員】 公募の委員がいるから初めて審議会等、懇話会等という名前をつけたので、10条の「原則として」という規定はあり得ないのではないのでしょうか。

【川嶋係長】 では、ここを消して。

【出石委員】 だから、この条例上は公募市民を置かないものは審議会等ではないのです。公募しない委員会は、ここで言う審議会等ではない、懇話会等ではないという整理をつけられればいいです。だから審査をやっているときに、公募市民がいないのに何でここにチェックがついているのかとよく言いました。それはそのとおりで、公募市民がいて初めてその手続として認めるわけだから、やはりこの市民参加条例上は、公募委員がいなければ審議会等、懇話会等とは呼ばないと思います。

【今井主事】 呼ばない。

【川嶋係長】 ここはとっていいですか。「原則として」をとる。

【須田課長】 下の「原則として」はどうするか。

【今井主事】 そうですね。検討。

【出石委員】 それは中で議論する。

【須田課長】 どちらが強いんでしょうか。強いといえますか……。

【出石委員】 下のほうが強いです。よく法律は「行政上特別の支障がある場合を除き」とやりますね。原則は例外が多いです。

【須田課長】 例外として逃げちゃう。

【山岸会長】 そうですね。原則として。便利だけど。では、次に行っていていいですか。

【今井主事】 次は住民投票の関係で、変更はしておりません。いいですか。

次が、意見・提案等の申し出ということで、新規で追加をしました。ちょっと苦情の関係と重なってくるところがあるんですが、12条で「市民は、市の市民参加の手法について、意見、提案等がある場合には、市長に申し出ることができる。市長は、この場合において、次条に規定する審査会に報告し、意見等を求めなければならない」ということで、苦情という文言を入れるかどうかというのと、あと、いい意見を取り入れて審査会に意見を求めていこうというので、この12条を新設しました。

以上です。

【出石委員】 今までは、もともと12条2項の2号にありましたよね。苦情という意味は。

【今井主事】 はい。

【出石委員】 それで意見出てるんですよ。それをちゃんと受け皿をつくるということですよ。

【今井主事】 そうですね。今までは。

【須田課長】 条例つけて審議する仕組みはありましたが、それを提出する規定がなかったの

【今井主事】 そうですね。あと苦情を審査会で受け付けることに今までのだとなっていて、それを市長に申し出ること、市長、市が受けとめて意見を求めるというふうなつくりに変更するという趣旨です。

【出石委員】 この後の手続を規定しなくていいのでしょうか。よくこういう場合というのは、「審査会に報告し、意見等を求めなければならない」としたので、例えば2項として、「市長は審査会の審査結果、意見等を尊重し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない」とかね、そういう事後的な手続を入れておいたほうが。これだと意見を求めて終わってしまいます。

【山岸会長】 もともとある委員会、この委員会ですよ。それに対して市長が誰かから強烈に何か言われて、ちょっとこれ審議してくれないかということを書いてくれるわけですね。す

るとこの委員会にかかると。それはそうだ。

【須田課長】 今までは苦情を受け付けていたんですね。どちらかというとなイナス方向というか、そうすると意見、提案ができないのではないかの話がありまして。

【山岸会長】 ああ、そうか。

【須田課長】 今回、苦情という言葉を使っていないんですが、意見、提案等がある場合に苦情も入るんですけども、そういう苦情という言葉がこの条例からなくなるんですが、それはいかがでしょうか。意見の中には苦情もあるだろうということで。

【山岸会長】 はい。それはそうですね。

【須田課長】 嫌な意見、提案を苦情という言い方もできるんですけども。

【山岸会長】 そうですね。と思います。

【出石委員】 それで、これは書き方を調べてもらえばいいと思うのですが、3行目のところに、そもそも審査会に諮らなくとも、市のほうで対応するというケースが出てくるわけですよ。それから明らかにおかしい場合。こんなの全然話にならないという場合も、この規定だと必ず審査会に報告しなければならないということです。

よくあるのは、法律等には「次の各号に該当する場合を除き」と書いてあって、これは法律の話ですけども、「その不服に対して市が措置を講ずる場合」とか、「その不服を却下する場合」、そういう場合があるんですね。

だから言いたいのは、要するに2つ。意見、提案等にも即対応する場合、それと、意見、提案等が不適切な場合、この2つについては審査会にかけなくていいと思います。不適切の判断が難しいのですが、明らかに不適切な場合とか。

【山岸会長】 じゃあ、「明らかに」っていうのは、ここに逃げというか幅を持たせますかね。

【出石委員】 どうでしょう。入れなくてもいいのですが、やはり余りにも、全くもう手前勝手な意見も出てくる場合がありますから、それを都度ここに報告する必要もないですし、市長の裁量もあると思います。

【山岸会長】 そうですね。

じゃあ、次に行っていいです。

【今井主事】 次が13条です。13条については、これまで規則の第6条の第1項に規定をしていた審査会の組織の内容を条例に持ってきました。2項、3項がその内容です。

「審査会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する6人以内の委員会で組織します」。これまで5人だったものを6人に変更しています。

3項が、委員の任期は2年と。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします」に変更しました。

以上です。

【出石委員】 会長、すみません。さっきの規定の市民はどう考えるか、少し整理していただければ。これも広げざるを得ないのではないのでしょうか。

【須田課長】 これは広げます。

【出石委員】 そのときによって違うのかもしれない。

【山岸会長】 はい。

【出石委員】 市民参加、いろいろな手続で、その審議会等以外にはいろいろな意見がそもそも言えるのだから、やはり意見、提案等は広い市民が良いと思います。

【山岸会長】 そうですね。

【須田課長】 「逐条に基づく」以下で、いろいろなこの代表例を示す。

【今井主事】 そうですね。

【出石委員】 もともとこの委員会って6名以内なの。

【須田課長】 もともと5名なんですけれども。

【出石委員】 1名ふやしたのですか。

【須田課長】 住民投票が3分の2で、3人でいいことになる。今度4人になるんですね、3分の2、という話をしました。あとは、人数とか構成を市長の裁量で決められるんですね。規則だと今までどおり。それはどうなのかという御意見もありまして、こちらのほうで検討した結果、これは条例事項にしようということで。

【出石委員】 「委嘱し、又は任命する」となっていますが、このメンバーで任命はあり得ないのではないですか。

【須田課長】 任命はないですね。職員は入ってないので。委嘱でいいのかな。委嘱する。

【出石委員】 再任は妨げないという規定は要らないのでしょうか

【今井主事】 再任は妨げないです。

【出石委員】 よく「委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない」と書くのですが、逗子市のルールがどうなってるかわからないので。

【須田課長】 規則に入っていなかったという。

【出石委員】 再任でなくとも、また任命というか委嘱でいいと思いますが、そこは書き方の問題だから、これは市の方針に合った書き方にしてください。

【山岸会長】 じゃあ、そこもまた検討して。

【今井主事】 はい。次が4項です。4項は、前条でよかったのに、勘違いして12条と書いてしまったんですけれども、12条に規定する市民からの意見、提案について審議し、必要に応じて市長に勧告等を提出すること。所掌事務のところですよ。今まで「苦情」があったので、市長に勧告等を提出することとなっていたんですけれども、ここを変えるかどうかというところと、あと3号が「毎年度において」という文言を加えました。これまで「報告について評価すること」となっていたのを、「結果について評価すること」にしています。また、4号で、今まで「研究すること」でとまっていたものを、市長に提言できるように「市長に提言すること」を追加しました。

以上です。

【山岸会長】 はい。

【出石委員】 5号は、今、入れている2号を除いたほうがいいですね。「市の執行機関からの市民参加に関する諮問（第7条第3項及び第12条の規定によるものを除きます）」というふうにやったほうがいい。

【今井主事】 はい。

【出石委員】 ちょっとまた細かいことばかり申しわけないですが、12条は、市は審査会に対して意見等を求める。それに対して、ここの13条4項2号は勧告等を提出するとなっています。意見等を求めているから意見等を提出するのか、意見等は求めているけど、我々は勧告等をメインにするのか、これはどちらもあると思いますので、一応問題提起しておきます。

【今井主事】 意見、提案等の中に苦情が含まれる場合があるので、苦情に対して勧告を提出できたほうがいいですね。

【出石委員】 「等」が入っているからいいですが、勧告手続に強い権限を持たせている内容のほうがいいのかもしいかなですね。

【川嶋係長】 「意見」じゃないですか。

【須田課長】 12条が意見なので、意見等を求めなければならない。

【川嶋係長】 12条の2号が意見だったら、市長が求めて、意見等を尊重して適切に処置を講じるんだと。

【須田課長】 意見等だと弱くなっちゃいますか。

【川嶋係長】 弱くなっちゃうということですよ。

【山岸会長】 でしょうね。勧告でいいんじゃないですか。

【須田課長】 勧告だけでいいですか。12条に勧告が出てこないの、いきなり勧告ですかって。

【山岸会長】 ああ、そうか。

【出石委員】 求めるのはいいけど、求めるところに勧告等は書けないから、意見等を求める。そして、同じ条の中に、そのリアクションはやはり勧告で、勧告と書くのは書けなくはないけど、さっき12条2項はどうしましたか。

【川嶋係長】 先ほどの12条2項も意見になっていました。

【須田課長】 市長は審査会の意見等を尊重し、適切な措置を講じなければならないと。

【出石委員】 やはり12条のそこはそうではないかな。そして、新しい13条の4項2号は、やはりここは勧告と強く打っておきたければ「意見、勧告等」とやるか、「意見（勧告を含む）」とやるか。今の段階だったら「意見、勧告等」とかしておけばいい。今の段階で。

【須田課長】 「意見、勧告等」としておきますか。

【山岸会長】 それでは、じゃあ、次に行きましょう。

【今井主事】 次は14条です。まず実施状況等の「報告」となっていたものを、実施状況等の「公表」にしました。中身を、これまでは結果の取りまとめをして公表して、審査会に報告して評価という流れだったんですけども、今回の改正で、結果の取りまとめをして、審査会へ報告をして、評価をして、それを踏まえて公表をするというような流れに変更しています。

以上です。

【出石委員】 公表の対象は前条2項3号だけですか。その前の7条4項、手続をしなかった場合の理由、対象、内容を審査会に報告して、それを公表するのではないかということと、先ほどの勧告等についても公表するのではないのでしょうか。それからその措置も公表するのではないのでしょうか。この流れは、このほうが私はいいと思う。つまり審査会にかかった結果とか、それによって対応した措置も全て公表するというのが原則だと思います。

【今井主事】 そうですね。

【川嶋係長】 7条。

【出石委員】 具体的に列挙するのか、運用状況を振って、前の書き方がそんな書き方したけど、ここをやってしまうか。前のやつも「公表するものとする」としてしまう手もあるし。具体的に該当する規定を引っ張ってきて、それを公表するでもいいし、あるいはまとめて現在の13条の前半のような書き方をして、公表しますと、つまり毎年度の実施状況の結果の公表だけではないですね。

【須田課長】 そうですね。7条4項と12条。

【山岸会長】 この前条第2項という言い方、場所は当たっていますか。

【須田課長】 違いますね。審査会の話。

【山岸会長】 当たってないんだよ。

【須田課長】 それは違う。

【山岸会長】 そうだよ。4項だよ。

【出石委員】 審査会の結果や審査会の勧告等も公表しますよね。

【須田課長】 はい、します。

【出石委員】 では、こうしたらどうですか。12条につけた2項に、もうここで公表規定を入れてしまい、つまり12条というのは特別の場合でしょう。意見とか提案とか苦情があった場合に、審査会に意見を求めて、意見が出た場合について必要な措置を講ずるとともに、その経過を公表する、しなければならないとか、するものとすると言う。これはここで1件終わらせて、それでこの最後の規定は、したがって2つに絞られますね。

【川嶋係長】 これ「速やかに公表するとともに」と書いてありますね。

【出石委員】 「の結果」がなくてもいいのではないのでしょうか。「の結果を公表するものとする」でも良いのでは。

【川嶋係長】 「評価を踏まえて」じゃなくて、「評価の結果を踏まえて」。

【出石委員】 書き方とともにその2つを入れてくれば、先ほどの12条2項は整理されて公表ができます。

【須田課長】 12条第4項。

【川嶋係長】 4項ですね。ここが4項で。

【須田課長】 審議会は4項の3号及び4号の結果を公表する。4号は市長に提言とか公表とか。

【今井主事】 市長に提言することを。

【山岸会長】 13条の4項3号と4号、いいですよ。

【川嶋係長】 4号は市長への提言を。

【出石委員】 単純にここはだから定例のものを入れればいいのではないですか。要するに審査会で定例の報告とか評価を審査をしてもらったところについての結果を公表するというのが14条ですね。

【須田課長】 そうですね。なので、評価の結果を公表するものとします。評価の結果ですが、

評価を得られないときは。

【出石委員】 そこは3つの規定が少し違うから、書き方を工夫しないといけません。

【須田課長】 評価と、あと報告もありますものね。

【出石委員】 報告に対しては評価は含まれないですから。

【須田課長】 結果がちょっとね。何々による報告及び何々による評価の結果を公表する。

【出石委員】 そうです。第7条第3項ただし書き及び第4項による報告ならびに前条第4項第3号による評価を踏まえて、その結果を公表するものとする。

【須田課長】 結構らしくなってきた。

【山岸会長】 それでは次を。次に行って終わりですね。

【今井主事】 はい。15条に変更がなくて、一応これです。

【山岸会長】 はい。

【須田課長】 前回のときに、見直しの規定をどうしようかという、例えば神奈川県は見直しの規定を入れているんですね。何年ごとに見直しをするとか、そういう規定は要るかどうかということで、ちょっと議論になったんですけども、そこはあえて今回の案では入れていないんですね。必要がある場合に条例の見直しをするように逗子はやっていきたいと思ひまして、その辺はいかがでしょうか。条文で入れるのか、附則に入れるのかもありまして、4年ごとに見直しを行うという体ですね。

【出石委員】 市の考え方次第です。

【須田課長】 そうですね。

【出石委員】 今回は制定から何年たちますか？

【今井主事】 平成17年制定です。

【出石委員】 平成17年か。その間の対応が、どのぐらい社会が受け入れたのか。それが今後の5年とかで、また制度を変えるぐらいのことが十分想定される状況だと思ひなら入れておいたほうがいいだろうし、逗子のスタンスとしてはちゃんと対応していこうというのがあるような気がするから、あえて入れなくてもいいだろうし、それから、それはこの条例に限ったことではなくて、市の方針、今後想定される案件にもよりますね。海の条例改正は見直し条項に入っていますか。

【須田課長】 入れていないですね。

【出石委員】 ああいうすごく大きな影響があつて、状況によっては変えていかなければいけないようなときに入れてないのだったら、入れないのかもしれないですね。それは市の方針で

いいと思います。我々がこれ以上言うことではないような気がします。

【須田課長】 違うところの、今後は市民協働推進条例とか自治基本条例なども定めて制定していこうという動きがあって、その場合には市民参加条例も含めて一体化するのかわかりませんが、そういう話をしていますので、今回についてはそのくくりは入れずに、ちょっと数年先に動きがあるのではないかというところが。またそれは確認して、最終的に取りまとめたい。

【出石委員】 最後のやつ、附則はつくっていないの。附則2項。

【須田課長】 つくっていません。

【出石委員】 この規定そのものを持ってきたら、しばらくの間市民参加条例の手続が要らなくなってしまう。「この条例の施行の際」というのはこの改正条例を示します。この改正条例施行の際、既に着手とか準備が進められているものは、「なお従前の例に基づく。」この今の改正前の条例を適用するのでしょうか。これは大事なことから、そこは見直しをしていただきたいと思います。

【須田課長】 はい。

【出石委員】 「この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項については、なお従前の例による」とするのが良いと思います。

【須田課長】 はい、わかりました。

【山岸会長】 それでは、条例の修正等についてはこれで討議を終わりましたので、これに沿って事務局のほうでもう一回修正して示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。
何か事務局のほうからありますか。

【今井主事】 次の審査会は6月24日に開催予定です。その後が7月8日、ちょっと連続になってしまいます。大変申しわけないんですけども、6月24日が、またこの条例改正の臨時会ということになります。7月8日が定例会ということで、25年度の主に評価の回になっております。8月にパブコメを予定しているので、本日いただいた意見を修正をして、規則の修正をして、6月半ばにはお手元に届くようにお送りしたいと思います。その後で、できれば7月8日に、中身は審議できないと思うんですけども、パブコメの案まで出せればと思っていますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

【山岸会長】 はい。

【三吉委員】 すみません。すごく素朴な質問なんですけれども、市の執行機関とはという一

番最初のところ、この条例において3条のところの市の執行機関、教育委員会とかありますよね。結局こういうふうに市民参加を促しているというところが、いろいろパブリックコメントとかありますけれども、その対象となるものというのはどういう規定なんですか。

【須田課長】 この手続の対象となるもの。

【三吉委員】 要するに具体的なそういう意見を求める対象となる案件というのは。すみません。

【須田課長】 案件は第7条のところですよ。7条が市民参加の対象という表題がついておりまして、それでここに第1号から第5号まで。

【三吉委員】 ありますね。

【須田課長】 これに当たるものは全て住民参加条例の対象となるということです。

【三吉委員】 そうですね。具体的なことなんですけれども、自治会で問題になったことで、すごい雨の降ったときに、あそこの田越川の崩れたところがあるんですね。あそこのところに1,000万円ぐらいかけて何か張り出すような護岸工事みたいなものをやられたときに、周りの人は、ああいうふうにやっちゃって、もう一回すごい雨が降ってきたら、あそこからあふれるんじゃないかという心配があった。今もある。そういうのや何かというのがあったので、そういう土木工事みたいなものなんですけれども、そういうのはあるんですか。あったんですか。

【須田課長】 これは、そうですね。さっきまさに話した7条の第4号という、主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画。

【三吉委員】 そうですね。そこにさっき言った、いろいろ市の施設でも公的なもので使うものじゃなくて、市の施設、下水道とか庁舎とか、そういうことに係るものとなって、そのことは使うものじゃないんですけれども、市民にかかわることだったらあったんですか。

【須田課長】 今度の改正で。今の条例ですと微妙なところで、とくに市民が使用する公共施設という、例えば公民館とか。

【三吉委員】 そういうことだったんですね。

【須田課長】 だけど、きょういただいた意見による改正だと、市の施設の設置に係るということで、市の施設全部が対象となると、今度は対象になるんですね。

【三吉委員】 なることになるんですね。

【須田課長】 ただし、その護岸工事の計画をつくってから整備をする場合に限るという規定になっていて、例えばもう緊急性があるから、もう計画などつくらずに。

【三吉委員】 はい、緊急性があるということでなったみたいですよ。

【須田課長】 技術系の職員の人がある程度の構想をまとめて、すぐに発注してしまうような場合は、その市民参加をとる期間がないんですね。周知がないというか。ただ、できるだけその計画をつくって、その計画をつくるに当たっては市民参加の手法をとってくださいというのがこの条例の趣旨なので、そういうものが、もし周辺の住民の方を中心にワークショップとか意見聴取とかが設定されれば、それはこの条例の対象になるものですので、そのやり方が適正かどうかという審査をこの審査会でやっていただくことになりますね。緊急性があったり、それほど大規模じゃないと、意外と計画というのはつくらないことがあるんですけども、そこによると思うんですね。

【三吉委員】 わかりました。どうもすみません。ちょっと質問、ありがとうございました。

【山岸会長】 それでは、何かありますか。

【今井主事】 はい、大丈夫です。

【山岸会長】 じゃあ、これで審査会を終わりたいと思います。三吉さん、まだわからないところ、いきなりこういう流れがあるので、なれないかもしれませんが。

【須田課長】 何でも事務局、こちらに聞いてください。

【山岸会長】 またよろしく申し上げます。きょうはありがとうございました。

— 了 —